

静岡市三保松原文化創造センター市民活動スペース管理要領

(趣旨)

第1条 静岡市三保松原文化創造センター（以下「みほしるべ」という。）は、静岡市三保松原文化創造センター条例（以下「条例」という。）第2条各号に掲げる事業を推進するために、みほしるべ内に市民活動スペース（以下、「活動スペース」という。）を設置するものとし、その管理及び運営については、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保全・活用団体 三保松原の保全を行う団体又は活用を行う団体をいう。
- (2) 活動スペース みほしるべ2階の松原保全事務所をいう。
- (3) 管理者 活動スペースを管理する静岡市三保松原文化創造センター所長をいう。

(利用目的)

第3条 活動スペースは、次に掲げる利用に供する。

- (1) 保全・活用団体による三保松原での日常的活動の拠点としての利用
- (2) 保全活動を行う団体等の活動場所と日程の調整や活動内容指導の場としての利用
- (3) 保全・活用団体の活動成果発表及び情報共有並びに交流の場としての利用
- (4) 来訪者と保全・活用団体との交流の場としての利用
- (5) 保全・活用活動に関する情報発信の場としての利用

(利用時間)

第4条 活動スペースの利用時間は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる時間とする。ただし、管理者が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

午 前	午前9時から午前11時30分まで
昼	午前11時30分から午後1時30分まで
午 後	午後1時30分～午後4時まで

(打合せスペース等の利用者の範囲)

第5条 活動スペースの施設のうち次の各号に掲げる施設を利用することができるものは、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 打合せスペース、キャビネット、掲示スペース 保全・活用団体として、管理者が承認したもの
- (2) 交流スペース 三保松原の保全・活用に関心を持つ団体又は個人

(予約ブース等の利用団体の登録等)

第6条 前条第1号に掲げる施設（以下「打合せスペース等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ三保松原保全・活用団体登録申込書（様式第1号）を管理者に提出し承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

- 2 承認を受けた保全・活用団体（以下「承認団体」という。）が活動を停止する場合は、三保松原保全・活用団体活動停止届（様式第2号）を管理者に提出するものとする。
- 3 承認団体が次の各号のいずれかに該当する場合、管理者は、その登録を抹消することができるものとする。
- (1) 活動内容に適正さを欠き、市民の信頼を損ねるものと判断されるとき。
 - (2) 他人に迷惑を及ぼし、または、活動スペースの設置目的に反する行為があったとき。
 - (3) その他、管理者が登録の抹消を必要と認めるとき。

（保全・活用団体の登録の承認）

第7条 管理者は、三保松原保全・活用団体の登録を承認したときは、三保松原保全・活用団体登録承認書（様式第3号）を申出者に交付する。

- 2 管理者は、三保松原保全・活用団体の登録を承認するに当たり、管理上必要な条件を付することができる。

（利用の申し出）

第8条 打合せスペースを利用しようとする承認団体は、利用日の前日までに、管理者に申し出なければならない。

- 2 利用の申し出は、利用しようとする日の属する月の2か月前から利用日の前日までの期間とする。

（利用の不承認）

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、活動スペースの利用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (2) 活動スペースの管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その利用を不相当と認めるとき。

（利用の承認の取消し等）

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、活動スペースの利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- (3) 災害等により活動スペースが利用できなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認めるとき。

（設備等の制限）

第11条 利用者は、活動スペースを利用するため特別な設備等をしてはならない。ただし、管理者が認めた場合は、この限りではない。

（現状回復の義務）

第12条 利用者は、活動スペースの利用が終わったとき、又は第10条の規定により利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに活動スペースを現状に回

復しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 活動スペースの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、活動スペースの管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要領は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

三保松原保全・活用団体登録申込書

（宛先）静岡市三保松原文化創造センター所長

申請日 令和 年 月 日
申請者 住 所
氏 名 印
連絡先

静岡市三保松原文化創造センター市民活動スペースの利用団体として、次のとおり登録申込します。

ふりがな 団体名					
団体住所		〒			
TEL		URL			
FAX		アカウント あるものに○		ここからネット Facebook Twitter Instagram Line	
E-mail					
代表者	ふりがな 氏名	ふりがな 氏名			
	住所	住所		〒	
	TEL	TEL			
メールボックス		希望 不要	三保松原 HP 掲載		希望 不要
メルマガ配信		希望 不要	紹介カード配架		希望 不要
主な活動分野		主な活動場所			
活動内容					

上記内容は、静岡市三保松原文化創造センターで管理する団体基本情報とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※申請者欄には、申請者の署名または記名押印をお願いいたします。

様式第2号（第6条関係）

三保松原保全・活用団体活動停止届

年 月 日

（宛先）静岡市三保松原文化創造センター所長

	住 所	〔 法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 〕
申出者	氏 名	
	電 話	

三保松原・保全活用団体の活動を停止するので、静岡市三保松原文化創造センター市民活動スペース管理要領第6条第2項の規定に基づき届出ます。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市三保松原文化創造センター所長

三保松原保全・活用団体登録承認書

年 月 日付で届出のあった、保全・活用団体の登録については、静岡市三保松原文化創造センター市民活動スペース管理要領第7条第1項の規定に基づき承認します。